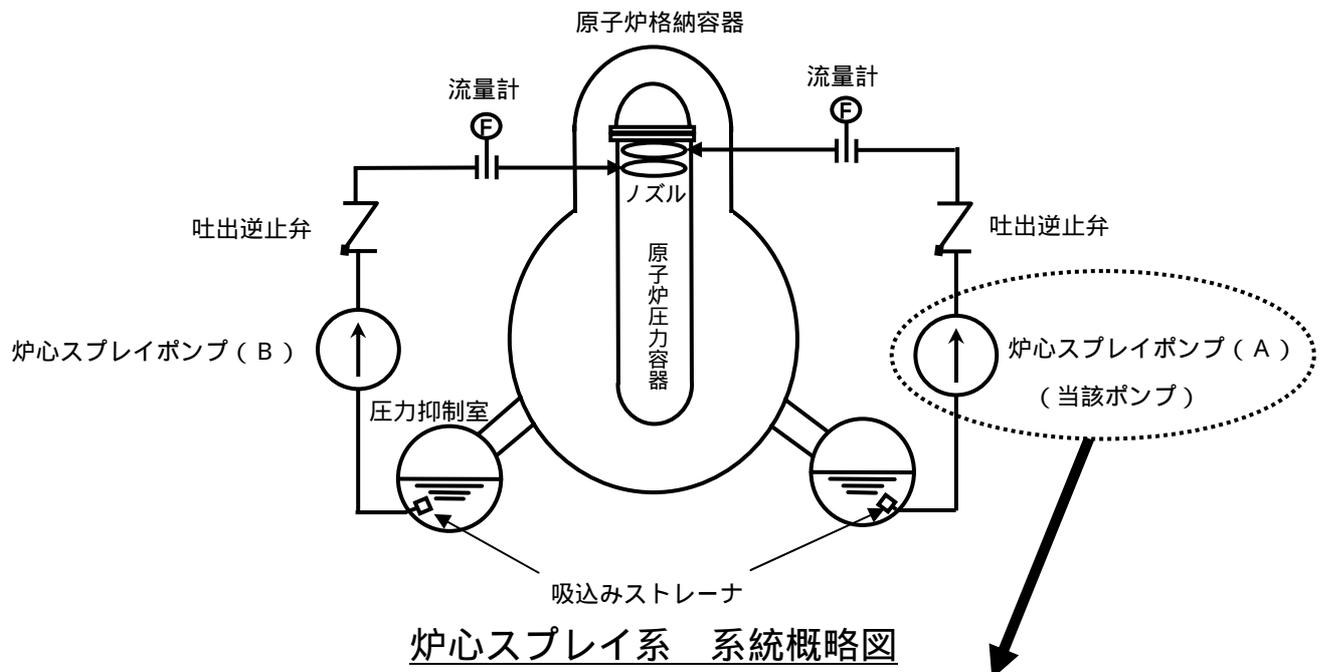


女川原子力発電所 定期検査・主要機器点検情報

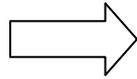
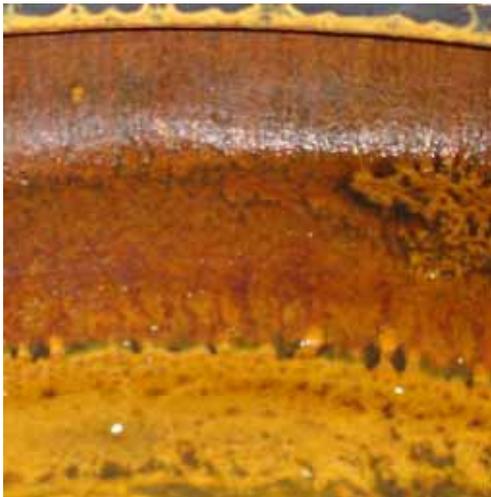
No. 2 (改)

(平成18年11月分)

号 機	1号機	定期検査	第17回定期検査		
件 名	炉心スプレイポンプ(A)の社内試験時の汲み上げ能力未達について				
月 日	平成18年11月22日(水)	発 生	発 見	確 認	
場 所	原子炉建屋	設 備	炉心スプレイ系	設備区分	安全上重要な系統
設 備 概 要	炉心スプレイ系は、冷却材喪失事故時に圧力抑制室の水を原子炉上部のノズルからスプレイすることによって原子炉を冷却するための設備であり、非常用炉心冷却系統(ECCS)の一つです。				
所 見	<ul style="list-style-type: none"> 第18回(次回)定期検査で予定されている当該ポンプの更新工事および吸込みストレーナ取替工事に先立って、各種運転データを採取したところ、当該ポンプの汲み上げ能力が女川原子力発電所 原子炉施設保安規定¹において原子炉運転中に必要とされる値をわずかながら下回る測定結果を得ました(平成18年11月22日)。 当該ポンプについては、平成18年4月5日に実施した定期事業者検査において、必要な運転性能を有することを確認していることから、地震で停止した平成17年8月16日までの運転中においては問題はなかったと考えます。 (平成18年12月13日お知らせ済み) このため、炉心スプレイ系(A系)の計器、吸込みストレーナ、吐出逆止弁、流量計について点検を行い、異常のないことを確認しました(平成18年11月22日~平成19年1月18日)。 炉心スプレイポンプ(A)について分解点検を行い、ポンプの内部について、多少の腐食が見られたことから通常の手入れ(錆、水垢の除去)に加え、磨きを行いました。 分解点検終了後の性能確認において、ポンプの汲み上げ能力が規定値を満足することを確認しました(2月26日)。 <p><small>1:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項および関連法令に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を規定しているもので、原子炉設置者が原子力発電所ごとに定め、国の認可を受けています。なお、現在女川1号機は停止中であり、他の非常用炉心冷却系等の機能が維持されていることから、炉心スプレイポンプの機能は要求されません。</small></p>				



手入れ前



手入れ後



炉心スプレイポンプ (A) ポンプ内部写真